

令和 6 年度 松江市設備導入(省エネ対策)支援事業補助金 実施要領

1. 補助事業の目的

製造業者(中小企業者)が原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰に対応するため、省エネ効果の高い生産設備等を導入する経費の一部を補助することにより、製造業者(中小企業者)の原油価格や物価高騰による負担軽減を図ることを目的とする補助金です。

2. 概要

補助対象者	<p>製造業(※)を主たる事業として営む中小企業者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。</p> <p>※「日本標準産業分類」(平成 25 年 10 月改定)に定める製造業</p> <p>① 法人にあつては市内において 1 年以上継続して事業を営み、個人にあつては市内に 1 年以上住所を有すること。</p> <p>② 補助事業の完了時に市税を滞納していないこと。</p>
補助対象事業	<p>エネルギー価格高騰の影響による負担を軽減するための省エネルギー化に資する生産設備等(※)の更新を行う事業。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、当該他の補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。</p> <p>※生産設備またはユーティリティ設備(製造現場の運転に必要な電気、水、圧縮空気、燃料、窒素等を供給し、又は循環する設備をいう。)を指します。ただし、以下の条件を満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 空調設備及び冷凍冷蔵設備は、トップランナー制度に準ずるものであること • 導入する設備は中古品でないこと
補助対象経費	<p>1台当たり40万円以上の生産設備等の導入に要する経費とし、次に掲げる経費は補助対象外とします。</p> <p>(1) 更新前機器の撤去、廃棄に係る経費</p> <p>(2) 消費税等</p>
補助率	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000 円未満切捨て)
補助限度額	上限300 万円
申請受付期間	令和 6 年 4 月 1 日から <u>令和 7 年 1 月 31 日まで</u> ※予算がなくなり次第受付を終了します。
最終の事業完了日	<u>令和 7 年 2 月 28 日</u> ※この日以内で、経費の精算(※)を含めた事業の全ての手続きを完了できる事業が補助対象となります。 ※約束手形や電子記録債権等を使用する場合はその決済も含めます。
実績報告書類の最終提出日	<u>令和 7 年 3 月 7 日必着</u>

3. 申請書類の取得方法

松江市ホームページに掲載していますので、以下のとおりアクセスしてダウンロードしてください。

(1) 以下の URL にアクセスし、該当補助金のページにアクセスする。

https://www.city.matsue.lg.jp/sangyo_business/sangyoshinko/seizou_shien/index.html

※松江市ホームページのトップページからは以下のとおりアクセスできます。

トップページ>産業・ビジネス>産業振興>製造業等補助金・支援制度

(2) 「申請様式・実績報告様式」欄からダウンロードする。

4. 申請方法

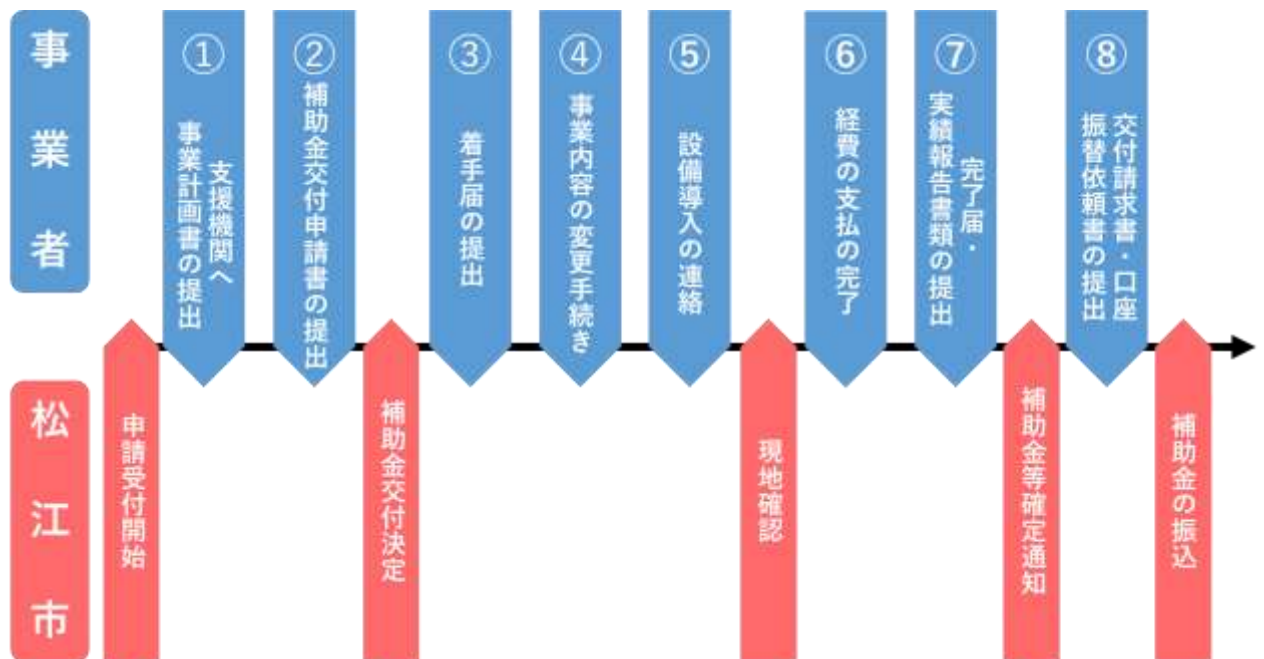
必要書類を以下のメールアドレスにご送付ください。

misc-hojokin@city.matsue.lg.jp

(松江市ものづくり産業支援センター補助金担当メールアドレス)

※メールでのご提出ができない場合は、「6. 問合せ先」までご相談ください。

5. 手続きの流れ



① 支援機関へ事業計画書を提出

導入する設備について、省エネ効果が期待できるか支援機関(※)に確認していただけてください。支援機関へは以下の書類をご提出ください。

I. (別紙1)事業計画書

II. 見積書

III. 導入する設備の仕様がわかるカタログ等

※支援機関とは以下の団体を指します。

松江商工会議所、まつえ北商工会、まつえ南商工会、東出雲町商工会、公益財団法人しまね産業振興財団

② 補助金等交付申請書の提出

以下の書類を当センターへご提出ください。なお、既に着手した事業(設備の発注等)については補助対象外となりますので、ご注意ください。

I. (様式第1号)補助金等交付申請書

※事業の完了は経費の精算を含めすべての事務手続きが完了した日とします。

事業期間は余裕をもった日程を見込んでください。

II. (別紙1)事業計画書(支援機関確認済みのもの)

III. 更新する現行設備の写真

IV. 導入する設備の仕様がわかるカタログ等

V. 見積書及びその明細

VI. 直近2期分の決算書の写し

③ 着手届の提出

補助金等交付決定が通知されたら事業に着手(導入設備の発注等)し、(様式第4号)着手届を当センターへご提出ください。

④ 事業内容の変更手続き(※必要な場合のみ)

交付決定時の内容に変更があった場合(※)は交付決定内容の変更手続きを行う必要な場合があります。事業内容に変更が発生しそうな場合や既に発生してしまった場合は速やかに当センターへご連絡ください。

※該当のケースの例

- 事業が遅延し完了日が変更になった。
- 見積金額が変更になり補助事業経費が変更になった。

⑤ 設備導入の連絡

設備が引き渡されたら経費を支払う前に、当センターの職員による現地調査を受ける必要があります。設備の引き渡しを受けたら速やかに当センターへご連絡ください。

⑥ 経費の支払い完了

補助事業に係る経費の支払いを完了してください。

⑦ 完了届・実績報告書類の提出

すべての経費の支払いが完了したら、1か月以内に以下の書類を当センターへご提出ください。※2月中の支払い完了の場合は令和7年3月7日までにご提出ください。

I. (様式第4号)完了届

II. (様式第5号)実績報告書

III. (別紙3)事業報告書

IV. 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの

- V. 領収書等補助対象経費の支払いが完了したことが分かるもの
- VI. 市税に滞納がないことが分かる証明書(完納証明書)
※事業完了日以降の日付のものがが必要です。また、完納証明書は、税務管理課、各支所市民生活課、まつえ市民サービスコーナーで取得できます。
- VII. 補助金利用アンケート

⑧ 交付請求書類の提出

完了届・実績報告書類の提出をし、補助金等確定の通知を受けたら、補助金の以下の書類を当センターにご提出ください。

I. (様式第7号)補助金等交付請求書

II. 口座振替依頼書

III. 振込先口座の取扱銀行・支店名、預金種別、口座番号、口座名義がわかるもの

6. 問合せ先

松江市産業経済部ものづくり産業支援センター

〒690-0816 松江市北陵町1番地 テクノパークしまね内

電話:0852-60-7101 FAX:0852-25-0300

Mail:misc-hojokin@city.matsue.lg.jp